

特定公益法人の資格更新について

発題：高橋秀行（連携推進委員会座長）
（特活）国際協力 NGO センター 副理事長

1. 「国際協力の主なる事業」に関する解釈について

背景

NGO は能力強化の一環として、NGO が経営的に自立をした組織基盤を拡充するために、国内の支援者向け広報・組織活動や募金活動を行っている。特定公益増進法人(特増)の資格を有している NGO は、この資格を2年毎に更新する際に、国内における活動は特増の「国際協力の主なる事業」には該当しないという指導を受ける。この特増の条件は、NGO の委託事業に依存する体質の改善を妨げ、NGO の自立をした組織基盤の拡充を阻害する要因と考えられる。上記の課題は、現在、外務省が提唱をしている NGO 能力強化策と密接に関連をしていると考える。NGO の自立をした組織的経営基盤を拡充する上で必須のことであると考ええる。

論点

昨年、外務省より NGO 強化策の方向性が打ち出された。しかし、NGO の組織基盤を強化し、育成するための社会環境が整備されていない。NGO は多様である一方、外務省より欧米諸国の NGO に比するような日本の NGO の育成の必要性があると指摘されている。そのような状況の中で、特増の制約は日本の NGO の成長を妨げる要因になっている。

それゆえ、特定公益増進法人の資格更新に関する指導内容の明文化を目指すべきである。また、NGO の活動基盤を強化するための国内活動は、特増の「国際協力の主なる事業」に該当するようにする必要がある。

2. NGOの内部留保率について

背景

NGO の国際協力活動における内部留保率について、法令等で決められた基準とは別に窓口で指導を受ける事があり、効率化および透明性の観点から何に従って運営すべきかが事前に十分把握する必要がある。例えば、内部留保水準は 30%とされているが、それ以下の目標水準を目指すよう指導されることがある。「適正水準」の確認とともに、その根拠を明示が乏しい。

論点

NGO の国際協力活動における内部留保率の課題は、民間団体である NGO の安定をした経営を図るための根幹に関わる事項である。NGO の組織マネジメントの必要性を外務省から指摘されている。民間の視点から、NGO の組織運営について議論し、NGO の国際協力活動における内部留保率の指導に関して、明文化を図る必要がある。